平成２１年（フ）第１５３４号
仙台市泉区将監２丁目５番10号
債務者　吉田　美紀（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３５号
宮城県岩沼市桑原４丁目３番19号　大友方、住民票上の住所仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添22番地　丸清アパート103
債務者　田邉　　健
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２３号
宮城県黒川郡大衡村大衡字河原58番地１　河原住宅３号棟313号
債務者　作並　利広
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目８番地の１　プラザビルＡ棟93
債務者　針生　良子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
福島県会津若松市天寧寺町６番59号　佐々木アパート201号、前住所福島県会津若松市慶山２丁目６番14号
債務者　秋山　茂美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第７８５号
水戸市袴塚３丁目３番47号　サイトウハイツ202号、旧住所水戸市上水戸４丁目６番22―306号　上水戸コーポ
債務者　山田トシ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９９号
水戸市松が丘１丁目３番28号　エルディム岡崎Ａ棟201号
債務者　寺澤　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０５号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木828番地５
債務者　小堀みつえ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８２７号
水戸市若宮１丁目７番13棟101号　県営若宮アパート
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１号
愛知県稲沢市日下部北町５丁目90番地２
債務者　守屋　光俊
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５２号
愛知県稲沢市日下部北町５丁目90番地２
債務者　守屋　桂子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６１２号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字寺前21番地１
債務者　小松　瑞樹
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７９９号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地８棟205号
債務者　金木美和子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２７号
京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町62番地の４
債務者　髙橋　清二
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９６号
京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町318番地　デ・リード堀川御池304
債務者　芝岡ひろみ（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２１号
京都市右京区嵯峨野芝野町30番地
債務者　岡本　有香
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３３号
京都市山科区小野蚊ヶ瀬町50　オートウチダビル307号、住民票上の住所大阪府吹田市岸部中５丁目４番５号
債務者　居酒屋五呂八こと　川﨑　仁史
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係